平成２３年（フ）第４２５号
埼玉県入間市高倉４丁目３番　15―301号
債務者　草野　泰弘
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５３０号
埼玉県川越市砂新田２丁目16番地10　ハイツ・ド・関101号室、前住所秋田県男鹿市脇本富永字福田66番地１
債務者　秋山さゆり（旧姓水野谷）
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第５３８号
埼玉県ふじみ野市川崎２丁目７番地16　川崎コーポ201
債務者　岡野　一美
1　決定年月日時　平成23年８月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月27日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第２７３号
静岡県富士市中野417番地
債務者　小谷　良江
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午前11時50分
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４５号
北海道標津郡中標津町東９条北９丁目１番地44
債務者　加藤喜美子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月28日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第１５号
岩手県宮古市高浜３丁目１番78号
債務者　佐々木　樹
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月29日午前11時
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第１７号
岩手県宮古市高浜１丁目３番20号
債務者　高濱　紀幸
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時40分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第１８号
岩手県宮古市長根２丁目３番１号
債務者　三浦　　庬
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時50分
盛岡地方裁判所宮古支部

平成２３年（フ）第９５２号
東京都国分寺市東恋ヶ窪４丁目21番地24リエス国分寺恋ヶ窪203
債務者　白井幸太郎
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月28日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第５２０８号
大阪市北区浮田２丁目２番36号　中村マンション301号室
債務者　河本　瑞穂
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第５１号
愛媛県八幡浜市向灘3037番地２　コーポしみづ向灘３階302号室
債務者　酒井佐代子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前10時15分
松山地方裁判所大洲支部

平成２３年（フ）第１７１０号
神奈川県藤沢市羽鳥２丁目11番３号　１
債務者　佐藤　尚男
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１８５０号
横浜市南区高根町２丁目13番地２　朝日大通り公園マンション509
債務者　中村　俊子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０７２号
川崎市麻生区王禅寺西１丁目34番１―102号　王禅寺コーポ
債務者　坂根由美子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０７６号
横浜市鶴見区下末吉３丁目13番48―306号
債務者　沼山ひとみ
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２０９３号
横浜市戸塚区平戸１丁目29番19号
債務者　宮本　直子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部